

羽村市教育委員会 殿

学 校 名 羽村市立羽村第二中学校

校長氏名 清 水 大 史 公印

令和6年度教育課程について（届）

このことについて、羽村市公立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教 育 目 標

(1) 学校の教育目標

新しい社会を担う主体的な人間の育成を目指し、生徒の健やかな学びを保証するとともに、豊かな個性と創造力の伸長を図る。そして、自立、共生、社会貢献の実現に向けて、次の目標に基づき、教育活動に取り組んでいく。

<本校の教育目標>

- 夢や目標を追求する人 ○思いやりのある人
- よりよい社会をつくる人 ○たくましく生きる人

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

コミュニティ・スクールとして二中校区小中一貫教育を推進し、生徒一人一人の心を大切に、主体性を育むとともに、可能性を引き出す教育を行うために、次の点を基本方針とする。

- はむらの授業指針を基に、主体的・対話的で深い学びを1人1台端末も活用して実践し、分かりやすく達成感が味わえる授業を行う。
- 生徒会活動、学校行事、学級活動等において、生徒が主体的に考え、仲間とともに課題を解決する活動を進める。
- キャリア教育を通して、夢や目標を創造し、自分らしく生きていくために考え、行動していきける力を養う。
- 人権尊重教育に基づき、認め合いや学び合いの心を育み、傾聴を大切にした生徒理解により信頼関係を築く。
- 道徳教育を推進し、自尊感情を高めるとともに、一人一人の良さを見つけて伸ばす教育活動を展開する。
- 生徒の特性に応じた指導や相談体制を活性化し、特別支援教育、いじめ・不登校対応の充実を図る。
- 家庭への丁寧な対応を通して信頼関係や協力体制を強め、面談等により家庭教育への支援を行う。
- コミュニティ・スクールとして、二中校区の小中一貫教育を推進し、地域と協働しながら愛校心、郷土愛、市民性を育む。
- 地域人材と連携を深め、放課後補習教室等を実施する。羽村市と連携して、部活動の地域移行を進める。

2 指導の重点

(1) 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等

ア 各教科

- 「はむらの授業指針」を基に、生徒が基礎・基本の確実な定着を図り、主体的に学習に取り組む態度を養う。また、学習カードや振り返りカード等を活用し、生徒一人一人が授業の目標を振り返り、学習を深める場面を設定する。
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、生徒が自ら考え、その考えを話したり、書いたり、伝えたりするなどの表現活動を通して、全ての学習の基盤となる言語能力、コミュニケーション能力の育成を図る。また、個別学習やペア、グループ学習などを効果的に活用し、個別最適な学びにつなげていく。
- 指導と評価の一体化を図り、「知識及び技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の3観点を意図した授業づくりを推進する。
- 1人1台端末の日常的な活用のために、授業観察週間に具体的な活用実践例を共有し、効果的な活用方法について研修を深め、実践していく。
- 第2・第3学年の数学と英語の授業では、習熟度別少人数指導を行い、一人一人の能力・適性・興味・関心に応じたきめ細かな指導を行う。
- すべての教科等で学習の状況や個人の学びの深まりが見えるノート指導を9年間通して系的に行う。その成果を自主学習ノートに繋げることで、より一層の家庭学習の定着を図る。

イ 道徳科

- 教育活動全体を通して道徳教育の充実を図るために、「はむらの道徳科授業指針」を基に、道徳科の授業では、各時間で取り扱う内容項目と中心発問を明確にした上で、「学ぶ喜びがある」授業を実践する。
- よりよく生きるための基盤となる道徳性である道徳的判断力、道徳的心情、道徳の実践意欲と態度を養うために、全体計画、全体計画別葉、各学年年間指導計画に沿って計画的かつ発展的に指導する。
- 生徒一人一人が多様な価値観を知り、答えが一つでない道徳的な課題を生徒一人一人が自分自身の問題と捉え、向き合うことができるように、教科書や教材が生徒にとって魅力的になるよう工夫するとともに、「考える道徳」、「議論する道徳」を推進する。
- 道徳授業地区公開講座等では、家庭や地域と連携を図るとともに、道徳ファイル等を活用し、個人内評価の変容を共有できるようにする。
- 人権尊重の理念の基に、生命尊重、思いやり、きまりを守るなどの心を育む。また、性自認や性的指向に関する理解を深め、多様性に配慮した支援を組織的に行う。

ウ 総合的な学習の時間

- 「探究的な見方・考え方」を働かせ、総合的・横断的な学習を通して、「自分を知り、自分の生き方を考える」、「地域に学び、地域に発信する」ことを柱として、「課題解決、学びに向かう力・人間性等」について資質・能力を高める。
- 小中一貫教育における「羽村学」の取組として、年間20時間程度実施する。1・2学年で羽村市について学び、職場体験や総合防災訓練などを通して地域と関わり、3学年で市への提言などを行う。また、「認知症サポーター研修」や「AED等救急救命訓練」などを行い、地域の一員としての意識を高める。
- 中学校2年生では、キャリア教育と関連して職場体験（5日間）を実施し、将来に向けた職業観や就労観を育てていく。

エ 特別活動

- 学級活動、生徒会活動、学校行事など教育活動全体を通して、魅力的な人間に成長する機会を大切にし、行事などにおいて仲間とともに創り上げたり、課題を解決したりする経験を積み重ねることで、人間関係を形成する力を育てる。
- 学校や学級の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成して実践する力を育む。自主的に組織を作り、役割を分担し、協力して課題を解決していく自治能力を育てる。
- スキー移動教室、修学旅行、体育大会、音楽会等の学校行事を通して、生徒の実行委員が主体的に企画・運営に関わることで、生徒の主体性を育てる。

(2) 生活指導、キャリア教育（進路指導を含む）

ア 生活指導

- 「生徒指導提要」を基に、生徒が自身の個性を認め、自己に内在する良さや可能性に気付き、伸ばすと同時に、社会生活に必要な社会的資質・能力を身に付けるための指導・支援を行う。
- 社会の形成者としての基盤づくりとして、望ましい習慣の形成のために、5つの項目「規律ある生活を送る」、「健康な心と体をつくる」、「人と進んで関わる」、「主体的に学ぶ」、「喜びをもって働く」について、学校と家庭、地域が連携して取り組む。
- 生命尊重に根差した生活指導を展開し、生徒の日常の変化に気付く生活指導を進める。いじめ・自殺等の重大事態の発生を未然に防止できるよう、学校いじめ防止基本方針に基づき、毎週水曜日1時間目、木曜日4時間目に管理職、生活指導主任、学年主任、スクールカウンセラー等を委員に加えたいじめ対策委員会を実施する。生活指導主任はその記録をデータに残し、指導の記録を全教職員で共有し、経年で遡れるように組織的に取り組む。いじめに関する授業を全学年で年間3回以上行い、毎月「心のアンケート」を実施し、いじめ等防止対策委員会で協議する。
- 不登校対策担当者を中心に不登校等に関わる教育相談を充実させる。毎月末に「登校支援シート」を活用し、不登校のきっかけや継続理由、生徒の悩みや問題の共通理解を図り、家庭との継続的な連携を進める中で不登校の減少を図る。
- 自殺・自傷行為等防止の取組として、SOSの出し方に関する指導を全学年で実施する。
- 朝学活前後の時間に読書活動「おひとり」を行い、心を落ち着ける場面をつくる。
- 食物アレルギー事故防止のために、養護・給食担当教諭が保護者・給食センターとの連携を密にする。年度当初にエピペン講習・訓練を実施し、全教職員に緊急対応の徹底を図る。
- 警察署スクールサポーターと連携し、不審者対応訓練、セーフティ教室、喫煙防止教育・薬物乱用防止教室などを計画的に実施し、自らの生命や安全を守る力を育てる。
- 計画的に避難訓練、安全指導（自転車利用時の交通安全含む）を実施し、自らの生命や安全を守る力を育てる。また「防災ノート」や「東京マイ・タイムライン」を活用して、防災意識を向上させる。
- 関係諸機関との連携や「とうきょうの情報教育」を活用し、情報モラル教育を推進する。生徒作成の「羽村二中SNSルール」や「GIGAワークブックとうきょう」を活用し、生徒が自らSNSの適切な使用方法を考え、行動できる力を育成する。

イ キャリア教育（進路指導を含む）

- 羽村市小中一貫教育「人間学」（キャリア教育）を基に、二中校区小中学校が連携し、キャリア向上分科会作成の「キャリア・パスポート」を活用し、9年間を通した体系的かつ組織的なキャリア教育及び進路指導を推進する。
- 年間指導計画に基づき、キャリア教育で育成すべき4つの力「人間関係形成・社会形成能力」、「自己理解・自己管理能力」、「課題対応能力」、「キャリア・プランニング能力」をバランスよく育成する。
- 専門家や地域人材を招聘し、講演会や体験教室を実施し、「自分の生き方」、「自分の進路や将来を切り拓くこと」に関して考え、自立を図る準備を進める。
- 第2学年で職場体験学習を実施し、望ましい勤労観・職業観を身に付けるとともに、3年間を見通した主体的な進路計画を立て、自己実現を図ろうとする態度や能力を育てる。
- 上級学校訪問や進路関係資料を活用し、生徒が自らの進路を考え、選択する力を育てる。
- 学校図書館の環境を整備し、読書活動を活性化し、生徒一人一人の生き方、考え方に対する視野を広げ、知性や教養を高める。

(3) 特別支援教育

- ユニバーサルデザイン、公正に個別最適な学びの支援による個に応じた指導・支援を推進し、特別支援教育の理解を深め、学校全体における特別支援教育の充実を図る。
- 教育相談部会において、特別支援教育コーディネーターを中心に、管理職、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）、養護教諭などで生徒の実態や様子等を情報交換し、より良い支援方法を検討・実施する。
- 通常の学級に在籍する支援の必要な生徒に対して、教育相談部会において学習支援の方法などを協議し共通理解を図る。巡回教育職員等を活用し、必要に応じて保護者へ就学相談、医療機関と連携する。
- 様々な理由により教室に入りづらい、登校しづらい生徒に対して、学年・教育相談部会・外部機関が連携しながら適切な支援を行う。学習室登校を希望する場合は、生徒や保護者と相談し、学年と教育相談部会で協議した後、必要な支援を行う。
- 担任とはばたき教室巡回指導教員が連携して、「学校生活支援シート」及び「個別指導計画」を作成し、通常の学級での支援の重点について、共通理解を図る。
- 第1学年では、実行委員会を組織して計画する都立羽村特別支援学校中学部1学年の生徒との交流学习に取り組み、障害や多様性を理解する場として位置付けるとともに、身近にいる支援の必要な人や自分と違う他者への思いやりの心を育てる。
- 各教科等や外部講師による講演を通し、外国の多様な文化についての理解を深める。また、外国籍の生徒及び保護者の言語的・文化的背景を理解しながら、必要な支援を行う。

(4) 特色ある教育活動・その他の配慮事項

- 特色ある教育活動として、全ての生徒が主体的に自己実現を図れる場づくりを推進する。コミュニティ・スクールの機能の一つとして、学校支援地域本部を設置し、図書サポーター、学習サポーター、部活動サポーター（部活動指導員、外部指導員）等を活用し、開かれた教育課程、地域と共にある学校づくりを実施する。
- 学校支援地域本部を中心に、定期考査前に学習会を5日間程度「プリモホールゆとろぎ」において開催する。
- 「学校2020レガシー」の取組として、1学年を対象に、ブラインドサッカー教室を計画し、体験的な学びを通して、障害者スポーツへの関心を高めるとともに、障害者への理解を深め、障害のある人とない人が共に学ぶインクルーシブ教育を推進する。
- 持続可能な開発目標（SDGs）について、各教科をはじめ、総合的な学習の時間、学校行事など、教育活動全体を通じて取り扱うことで意識を高め、生徒に2030年の社会で活躍する姿を想起させ、地域や地球規模の諸課題について生徒自ら課題として考え、解決していくための資質・能力を育てる。

第3表

学校名 羽村市立羽村第二中学校

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

学年 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1年	15	22	21	14	0	19	22	20	19	17	19	16	204
2年	15	22	21	14	0	19	22	20	19	17	19	16	204
3年	16	22	21	14	0	19	22	20	19	17	19	13	202
備考	・第3学年は卒業式を3月19日(水)に実施するため2日減。 ※基準は204日とする。												

(2) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の年間授業時数等配当表

領域 \ 学年 時数		1年	2年	3年
各教科	国語	140	140	105
	社会	105	105	140
	数学	140	105	140
	理科	105	140	140
	音楽	45	35	35
	美術	45	35	35
	保健体育	105	105	105
	技術・家庭	70	70	35
	外国語	140	140	140
	教科計	895	875	875
道徳科		35	35	35
総合的な学習の時間		50	70	70
特別活動(学級活動)		35	35	35
総計		1015	1015	1015
備 考				
○ 1単位時間 50分 ○ 生徒会活動 生徒会行事(部活動オリエンテーション、生徒総会、立会演説会)に合計5時間をあてる。 また、定例専門委員会を授業時間外で月1回、合計11時間設定する。 ○ その他の教育活動 7月の三者面談(全校)で9時間、11月の三者面談(3年のみ)で9時間、12月の三者面談(全校)で9時間行う。 ○ 武道は柔道を実施。				